

第2節 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

I 経緯等

銀行等の株式保有制限及び株式取得機構については、緊急経済対策（平成13年4月6日）において、「我が国金融システムの構造改革を推進し、その安定性への信頼を高めていくためには、（中略）銀行の保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内に留めることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保するため、株式保有制限の在り方に関する制度整備を行う必要がある。（中略）他方、こうした施策に伴う銀行の株式放出が短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあり、こうした観点から公的な枠組みを用いた一時的な株式買取りスキームを設けることとする。」とされたことを踏まえ、検討が行われることとなった。

銀行等の株式保有制限に関しては、金融審議会金融分科会第二部会において審議が行われ、13年6月26日、「銀行の株式保有に関する報告」（資料3-2-1参照）が取りまとめられた。また、株式取得機構に関しては、銀行等の株式保有制限と並行して、金融庁において検討が進められ、同日、「銀行保有株式取得機構（仮称）について」が発表された。

更に、関係各方面の意見を踏まえつつ検討がなされ、8月29日、「銀行等の株式保有制限及び株式取得機構について」（資料3-2-2参照）として、より詳細なスキームが公表され、9月28日に、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案」（資料3-2-3参照）が国会に提出された。同法案は、11月1日に衆議院で可決され、同月21日に参議院で可決、成立し、同月28日に公布された。

II 法律の目的

この法律の目的は、第一に、我が国の銀行等が相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が銀行等の財務面の健全性、ひいては銀行等に対する信認や金融システムの安定性に影響を与えかねないことに鑑み、銀行等の株式保有を制限し、適正な規模に縮減していくことにある。

また、この株式保有制限の導入に伴い、銀行等は一定期間に相当程度の株式を処分する必要があるが、このことが短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もある。このため、市場売却を補完するセーフティネットとして銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）を設立し、銀行等の株式処分が円滑に進められるようにすることが、この法律の第二の目的である。

III 法律の概要

「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の概要は、以下のとおり。

1. 銀行等による株式等の保有の制限

(1) 銀行等（銀行、長期信用銀行、農林中央金庫及び信金中央金庫をいう。）及びその子会社等は、当分の間、株式その他これに準ずるもの（以下「株式等」という。）については、合算して、その自己資本に相当する額（以下「株式等保有限度額」という。）を超える額を保有してはならないこととした。銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社についても、同様とした。

（注）この規定は、連結ベースで株式等の保有総額が株式等保有限度額を超えてはならないという趣旨であるが、その場合における株式の評価方法など、必要な事項は主務省令で定めており、その主な内容は以下の通りとした。

- ア. 株式については、子会社・関連会社株式、未公開企業の株式及びデット・エクイティ・スワップにより取得した株式等は制限対象から除かれる一方、一部の信託など、個別株式の保有と同等と考えられるものについては、制限対象に含まれる。
- イ. 株式等は時価で評価し、株式等の保有総額の計算に当たっては、評価益が生じている場合には、これを控除する。
- ウ. 株式等保有限度額は、原則として、自己資本比率規制上の自己資本のうち基本的項目（Tier 1）とする。

(2) (1) の制限は、平成 16 年 9 月 30 日から適用するが、一定以上の株式等を保有している銀行等については、当該銀行等の業務の適正な運営を損なうおそれがある場合その他のやむを得ない理由があるものとして、主務大臣の承認を受けたときは、その適用を最大 2 年間猶予することとした。

2. 銀行等保有株式取得機構

(1) 総則・会員

機構は、一を限り設立される認可法人とし、機構の会員資格を有する者は銀行等に限られることとした（銀行等が機構に参加するか否かは任意である）。

(2) 設立

機構を設立するためには、10 以上の銀行等が発起人となり、創立総会を経て、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととした。また、機構の当初拠出金は、100 億円を下回ってはならないこととした。

(3) 管理

機構の業務は、理事長及び理事が執行し、監事が監査することとした。また、金融に関して専門的な知識・経験を有する者等で構成される運営委員会を設置し、機構の業務運営に関する重要事項を審議することとした。

(4) 業務等

- ア. 機構は、会員の保有する株式の買取り及び買い取った株式の管理・処分、会員の保有する株式の売付けの媒介等の業務を行うものとした。株式の買取り及び株式の売付けの媒介は、平成18年9月30日までに限り行うことができることとした。
- イ. 機構に一般勘定（ＥＴＦ・投資信託の組成等のための買取りを行う勘定）及び特別勘定（セーフティネットとしての買取りを行う勘定）を設けることとした。

（注）一般勘定における買取りスキームは、概ね以下の通りとした。

- まず、ＥＴＦ等を組成する証券会社又は自己株式の取得を希望する事業会社の依頼に基づき、機構が会員に対して株式の売却を勧誘する。会員がそれに応じて、機構に対して株式の売却を行う（機構による買取資金には政府保証は付さない）。機構は買取り後ごく短期間のうちに証券会社又は事業会社に株式を売却することとするので、基本的には機構に損益は発生しない。仮に機構に損益が発生した場合には、全て株式を売却した会員に帰属させる。
- ウ. 特別勘定による株式の買取り（特別株式買取り）を行うに当たっては、まず、運営委員会が買取期間を定めて議決することを要することとし、この議決があって初めて機構は特別株式買取りを開始することとした。
- エ. 特別株式買取りの対象となる株式は、一定の要件を満たす株式に限られ、株式を売却した会員は、売却時拠出金として、売却額の100分の8を機構に納付しなければならないこととした。

（注）買取対象株式は、国内上場株式又は店頭登録株式であって、あらかじめ指定した格付機関からB B Bマイナス格相当以上の格付けを取得している企業（無格付であっても同様の信用力があると認められる企業を含む）が発行したものに限ることとした。また、各会員が13年3月末時点で保有していた各銘柄の株式数を限度とすることとした。

- オ. 特別株式買取りのための資金は、民間金融機関からの借り入れ又は債券の発行により調達されるが、当該借り入れ又は債券には政府保証を付することとした。

（注）特別株式買取りの限度額は当面2兆円とすることとした。なお、機構設立後の銀行等の市場及び機構への株式売却動向等を踏まえ、必要があれば見直しを行うこととした。

- カ. 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、信託銀行等に業務の一部を委託することができることとした。

（注）機構は、買い取った株式を信託銀行に委託して保有することとした。当該株式の議決権については、機構が議決権行使に関する基本的考え方を示し、それに基づいて信託銀行が策定するガイドラインに従って、信託銀行が行使することとした。また、この株式については、運営委員会が策定する処分方針に基づいて、信託銀行が処分を行うこととした。

(5) 監督

内閣総理大臣及び財務大臣は、機構に対し監督上必要な命令をすることができるほか、立入検査を行うことができることとした。

(6) 解散等

ア. 機構の存続期間は、設立後 10 年とし、買取期間経過後、買い取った株式をすべて処分した場合においても、解散することとした。

イ. 機構の解散時において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当初拠出金の額と売却時拠出金の額の合計額（一般勘定に利益が生じた場合にはこれを加え、損失が生じた場合にはこれを控除した額）の 2 倍を上限として、次の順序に従って会員に対する財産の分配を行うこととした。

- ① 当初拠出金の返還
- ② 売却時拠出金の返還
- ③ 当初拠出金の拠出者に対する配当
- ④ 売却時拠出金の拠出者に対する配当

更に残余があるときは、国庫に納付することとした。

ウ. 機構の解散時において、その財産（拠出金を含む）をもって債務を完済することができないときは、政府は、当該債務を完済するために要する費用を補助できることとした。

IV 銀行等保有株式取得機構の設立等

本法律及び銀行等保有株式取得機構に係る所要の政省令等は平成 14 年 1 月 4 日より施行され、同月 30 日、これら関係法令等に基づき、銀行等保有株式取得機構が設立された（会員数 128、当初拠出金総額 107 億円）。機構は、株式保有制限の導入に伴う銀行等による市場への株式売却を補完するセーフティネットとして有效地に機能し、我が国金融システムの安定性の確保に資するという設立の趣旨を踏まえ、現在、株式買取り等の業務を実施しているところである。